

	3 支出科目が適切でないもの	携帯電話を所持していない教諭が修学旅行での連絡等に使用する目的で借りた携帯電話の借上料10,500円について、立替払い旅行雑費から支出していた。携帯電話の借上料は「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	今後の事務に当たっては、適正な支出科目で予算執行する。	松本工業高等学校	
	4 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの	<p>「平成20年度千曲川流域下水道維持管理設計業務」(契約金額3,801,000円)は、管路ゲート修繕設計2基、坂路設計1基及び開閉器設計2基について実施したものである。</p> <p>このうち、坂路設計については、水処理施設覆蓋上の草刈り作業を同時期に備品購入した乗用草刈機で行うための登坂用鋼製坂路1基の設計業務を実施したものであるが、この際、乗用草刈機の最小回転半径に対し折り返し部の全幅が小さいため、実際には曲がることが難しい構造となっているなど成果品の一部に不備が見られ、完了検査に関する事務処理が適切でなかった。</p>			
	5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの	受託者の照査を徹底させるとともに、発注者の照査確認においても、今までの担当者のみの確認を見直し、複数の者で内容をチェックするよう、確認体制の充実・強化を図った。	千曲川流域下水道建設事務所		
	5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの	受託者の照査を徹底させるとともに、発注者の照査確認においても、今までの担当者のみの確認を見直し、複数の者で内容をチェックするよう、確認体制の充実・強化を図った。	千曲川流域下水道建設事務所		
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	納付にあたっては、関係法令に従い、適正な事務処理を行うこととする。	佐久地方事務所 (農政課)		
	行政財産使用許可期間が平成20年3月31日までとなっていた街灯及び消火栓について、継続使用しているものの期間内に許可更新にかかる手続を行っていなかった。	また、佐久農業改良普及センターとの事務の引き継ぎが適正に行われるよう徹底する。			
	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	平成21年4月1日付けで行政財産許可申請書を提出させ速やかに許可を行った。	短期大学		

平成21年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	所管課所
収入事務 5件	<p>1 生活保護費返還金の調定手続の変更</p> <p>平成20年度における生活保護法第63条、第77条及び第78条の規定による「返納金、徴収金、その他の収入」の調定額は35,056,846円であり、これに対する収入額は30,598,381円、不納欠損額は141,585円、未収額は4,316,880円です。しかし、これ以外に調定されていないものの返還すべき額が平成20年度末現在8,302,875円あります。</p> <p>これは、返還すべき額が決まっているものの、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6、財務規則第252条、同第31条第2項）により低所得者に対し分割調定・分割納付を認めた結果であり、徴収手続上は問題ありませんが、債権管理上は未調定額も未収債権として計上し管理すべきと考えます。</p> <p>履行延期の特約によらなくとも、分納誓約書により分割納付を認めれば債務者に対する効果は同じであると考えられますので、返還理由が生じた時点で返還すべき総額を調定するよう検討すること。</p>	<p>調定手続きは変更せず、債権管理の方針を検討してまいります。</p> <p>履行延期の特約でも分納誓約書による分割納付でも、債務者にとっては返還額を分割して納付できるという効果は同じですが、債権者としての県について考えてみると、調定した債権は、時効の中止事由が生じない限り、履行期限（督促状を発した場合は督促状が債務者に到達した日の翌日）から5年で消滅時効が完成します。</p> <p>県は債務者に対して債務承認書等の提出を求めるなど、債権保全に全力を期することは当然でありますが、万が一、債務者が応じなかった場合は、上記の期間で返還額の総額が消滅時効となり不納欠損となってしまいます。</p> <p>履行延期の特約による分割調定をした場合は、それぞれの履行期限（督促状を発した場合は督促状が債務者に到達した日の翌日）から消滅時効が進行することから、より長い期間に渡り債務者に返還を求めることができるため、少しでも多くの返還金の回収が期待できると考えております。</p>	地域福祉課

		しかしながら、指摘のとおり、債権総額を明らかにすることによる検討してまいりたいと考えております。	
	2 長野県国民健康保険団体連合会から支払われる診療費等について、査定減が多く発生しており、また、診療報酬の請求漏れも懸念されることから、診療報酬明細書（レセプト）請求に関する精度調査を実施し、改善策を検討すること。	診療報酬請求の、4月から9月までの半年間の査定率は0.02%となっていますが、請求済の懸念もあることから、受託業者による社内においての精度調査を実施するよう要請しました。	総合リハビリテーションセンター
	3 学生寮は校舎と一体建築のため、光熱水費として寮生1名当たり月額4,000円を徴収し、私費会計で管理していますが、雑入として県歳入へ受け入れるよう検討すること。	学生寮の光熱水費については、過去の実績の平均額を算定・徴収のうえ納付していましたが、平成22年度から雑収入として県歳入へ受け入れて納付することいたします。	木曽看護専門学校
	4 宿泊費用の管理方法の見直し シーツ等借上げ代、布団等クリーニング代、カーテン代、虫駆除費用、賃金、新聞代などに充てるため、宿泊費用として600円を実費として徴収し、私費会計で管理していますが、平成20年度の収入額は187万円と大きな金額です。 このうち布団等クリーニング代は県施設の物品管理にかかる費用のため、私費会計には馴染まないので公金として管理すべきであり、また、カーテン代や賃金の費用は徴収すべきものではないと考えます。 実費として徴収する額が要綱等により定められていないので、適正な実費額を定めて明記するとともに、雑入として県の歳入へ受け入れるよう検討すること。	シーツ等の借上げ代など実費として徴収するものを精査し、適正な実費額を定め、要綱に明記します。 また、県の歳入への受入れにつきましては、実務上の課題を整理検討し、実施してまいります。	総合教育センター 教学指導課
	5 クリーニング代の管理方法の見直し クリーニング代として500円（布団300円、シーツ等200円）を実費として徴収し、私費会計で管理しています。このうち布団のクリーニング費用は30万円程度で2年に1回実施しているため、それまでの間は専用口座で管理しています。 布団等クリーニング代は県施設の物品管理にかかる費用のため、私費会計には馴染まないことや、現金の保管期間も最長2年にわたることから、公金として管理すべきと考えます。 実費として徴収する額が要綱等により定められていないので、適正な実費額を定めて明記するとともに、雑入として県の歳入へ受け入れるよう検討すること。	山岳総合センターの寝具については、平成22年度からリース方式とします。 リース料は寝具利用者の負担とし、寝具利用の都度すみやかにリース業者に支払うことにより、私費会計による現金の保管・管理を廃止します。	山岳総合センター スポーツ課
契約事務 2件	1 入札制度運用の見直し 北信発電管理事務所発注の発電所電気設備修繕工事は、機器費の大半をA社の見積価格を採用して予定価格を算定し受注希望型競争入札に付した。 入札の結果2社から応札があり、A社は失格基準価格により失格し、B社が落札していたが、契約後のB社の施工体制を確認したところ、A社が応札額と同額で下請施工していた。結果論ではあるが、現行入札制度に則ったが故に、割高な契約となってしまったと思われます。 本件工事のように、工事費用の大半が特定の施工業者の見積に基づいて算定する電気・機械工事等については、予定価格の基盤がもともと不安定であるので、予定価格をベースとした失格基準価格を一律に当てはめることは無理があります。 例えば、失格基準価格を適用せず低入札価格調査制度を適用する一般競争入札を行うなど入札制度の運用を検討すること。	発注機関の長に対し、工事費用の大半が施工業者の見積に基づいて算定する特殊な電気・機械工事等の案件については、見積の妥当性を検討するとともに、技術的難易度に応じ公募型プロポーザル方式あるいは一般競争入札による入札を検討するように通知した。	建設政策課 技術管理室
	2 デジタル印刷機導入方法の見直し 県立高校では、生徒への配布物等を多量に印刷する必要があるため、デジタル印刷機の使用頻度が高く、インク及びマスター（以下「消耗品」という。）の年間購入金額が多額となっています。 調査を実施した高校においては、いずれも当該印刷機の納入業者からインク及びマスターを購入しており、そのうち当	予定価格の算定において積上げ計算する範囲の概ね50%以上を特定の1者の見積に基づいて算定した電気・機械工事については、平成22年4月1日以降の公告案件から、低入札価格調査制度のみを適用する一般競争入札を実施することとしました。	企業局 事業課
		印刷機の購入については、次年度以降のランニングコストを含めて納入業者を決定しても、それを理由に翌年度以降に使用する消耗品の納入業者を選定することはできないため、現状では、財務規則に従った適切な調達をするように指導を	高校教育課

	<p>該納入業者のみから見積書を徴取し契約を締結していた高校が半数ありました。</p> <p>また、印刷機本体の購入価格は定価の1割程度と安く、その納入業者から消耗品を多額に購入している事例が多いことを併せて考えると、消耗品の販売のためにデジタル印刷機の低額販売を行っているのではないかと思われます。</p> <p>このため、デジタル印刷機及び消耗品の購入に関して以下のとおり調査・検討すること。</p> <p>(1) デジタル印刷機及び消耗品の購入に当たり競争性が保たれているか調査すること。</p> <p>(2) デジタル印刷機の調達について本体の購入価格のみではなく使用期間中の消耗品購入代金や修理代などのランニングコストを含めて総合的に比較すること。</p>	<p>しました。</p> <p>また、消耗品購入についても、10万円以下の品物の購入の場合1者見積りの随意契約が可能ですが、出来る限り2者以上の見積りを取るなど、調達に際し競争原理が働くよう指導しました。</p>	
--	---	--	--

平成21年度定期監査報告〔企業特別会計〕

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指 导 事 項	処 理 状 況	課 所 名
契約事務 1件	<p>1 契約書又は請書が作成されていないもの</p> <p>随意契約により実施した無機酸分解装置一式の購入にかかる契約（契約金額1,401,540円）について、相手方から請書を徴していたが、契約書を作成すべきであった。</p>	関係法令の規定に従い、適切な事務処理をするよう改善した。	上田水道管理事務所
支出事務 4件	<p>1 旅費の返納又は追給を要するもの</p> <p>(1) 駒ヶ根市から福岡市への出張旅費（駒ヶ根市から名古屋市の往復は高速バスを使用）について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより名古屋市から福岡市までの往復運賃2,180円が過払いとなっていた。</p> <p>(2) 木曾町から一関市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,040円が過払いとなっていた。</p> <p>(3) 安曇野市から一関市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより1,920円が過払いとなっていた。</p> <p>2 支出科目が適切でないもの</p> <p>公用車で出張し途中で給油したガソリン代3,000円について、立替払い旅行雑費から支出していた。ガソリン代は燃料費から支出すべきであり支出科目が適切でなかった。</p>	<p>過払いとなっていた2,180円を、平成21年5月21日に返納した。</p> <p>過払いとなっていた旅費2,040円は当該職員から返還させ、過年度修正益として処理した。</p> <p>平成21年6月16日付で過払い分の返納を指示し、6月18日に納入された。</p> <p>適切な支出科目からの支出を徹底している。</p>	駒ヶ根病院 木曾病院 こども病院 木曾病院
財産管理事務 1件	<p>1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>行政財産使用許可期間が平成20年3月31日までとなっていたバス停留所及び消火栓について、継続使用しているものの、期間内に許可更新にかかる手続を行っていなかった。</p> <p>また、同じく普通財産貸付期間の更新が必要な消火栓についても承諾にかかる手続を行っていなかった。</p>	<p>行政財産使用許可期間が平成20年3月31日までとなっていたバス停留所及び消火栓について、平成21年4月1日付けで使用許可を行った。</p> <p>また、同じく普通財産貸付期間の更新が必要な消火栓についても平成21年4月1日付けで承諾を行った。</p>	駒ヶ根病院

平成21年度定期監査報告

【監査結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
危機管理部	<p>1 委託料の件費 防災行政無線等保守点検業務委託については、点検内容について必要性等を判断し見直しが行われてきましたので、こうした精査を引き続き行ってください。 なお、危険物取扱者保安講習業務、消防設備士義務講習業務の委託料の積算においては、人件費が大きな比重を占めていますので、必要人員や業務内容等の積算が妥当かどうか、実績に応じた積算に努めてください。</p>	危険物取扱者保安講習業務、消防設備士義務講習業務の委託に当たっては、これまで行ってきた当該業務に係る人員配置・事務内容の把握に加え、委託先の業務量全体に占める当該業務の割合等についても精査し、実績に応じた、より適正な委託料の積算を行います。	消防課
企画部	<p>1 事業評価シートの件費 事業評価シート作成では、概算人件費は職員1人当たり714万円で計算されていますが、これは職員に直接支給される給与額のみで算定しています。人件費には、この他に退職手当、共済組合負担金、職員宿舎などの福利厚生費も算入すべきと考えますので、平成22年度に行う事務事業評価に当たっては、額の見直しを検討してください。</p>	事務事業評価シートの人件費の内容については、当該シート作成の主旨、県予算における人件費の計上状況、他部局で公表している人件費の内容等との整合性などを勘案しながら、検討してまいりたい。	政策評価課
総務部	<p>1 派遣法に係る人件費 県の業務に関連する公益法人等に職員を派遣する場合、派遣された職員の給与相当額を補助金として当該法人に交付している場合があります。この職員派遣は「公益法人等への一般職の公務員の派遣等に関する法律」及び県の条例に則って行われているものですが、こうした補助金はこの法律の予定しているところではなく違法とする判決があり、現在最高裁判所で係争中です。判決は確定していませんが、公益法人支援の方法については、現在の補助金交付以外の方法も具体的に検討する必要があると考えます。</p>	最高裁判決の趣旨を踏まえつつ、県の施策の円滑な実施に支障がないよう、最も適切な派遣の形態について、国や他の都道府県の動向に注意しながら引き続き検討を進めてまいります。	人事課
	<p>2 任期付職員の活用促進 特別な技術・技能を必要とする職には任期付職員の活用を進めることが必要です。技術進歩に応じた人材を適時に活用することが、時代に応じた行政サービスを提供し、効率的な事業執行のために有効ですので、その活用に一層努めてください。</p>	任期付職員については、引き続き、採用の目的、従事させる業務等を明確にした上で、必要とする者を適時に採用してまいります。	
	<p>3 職員研修の充実 自治研修所は公務員倫理に関する教材等のビデオ研修教材を購入していますが、平成20年度のビデオ教材利用申込実績はわずか8件と低迷しています。11区分65本の研修用ビデオを有効活用すべく工夫を求めます。 また、課程別研修や選択研修はいずれも宿泊研修と通による研修であることから日程や研修会場及び人員が固定化し、受講者の立場からは利便性に欠け、経費面でも移動や宿泊コストが発生します。CD、CS（衛星放送）、ライブ中継、PCダウンロード等の多様な視聴方法によりいつでもどこでも研修が可能となる方法を検討してください。 なお、自治研修所は旧県庁舎であることから施設、設備の老朽化が進み、また、飯綱までの移動、冬期の閉鎖等研修機能の強化という視点からは十分ではありませんので、職員研修の充実を基本にした取り組みを求めます。</p>	<p>ビデオ教材の貸出については、行政情報ネットワーク（J S N）を通じて全職員に周知と利用促進を図っています。年度途中からは、貸出状況を掲載し、逐次更新することで各職場等での利便性を改善しました。特に公務員倫理ビデオ教材については、職員相談会議等を通じて利活用を進めているところであります。今後も引き続き有効活用に努めてまいります。</p> <p>現在の研修方法は、集合研修を基本としていますが、職場から離れ講義に集中できることや情報交換の場としても有意義なものと考えます。また、最近では、インターネットを利用したe-ラーニング等多様な研修方法が国や自治体で導入されており、このような状況も踏まえ、職員自らが意欲的に研修に参加できるような研修方法について、投資効果も勘案しながら検討してまいります。</p> <p>なお、今年度に一部試行しましたが、基礎的知識を講義する科目については、テキスト及び説明内容をJ S Nに掲載し、</p>	人事課 自治研修所

		<p>その内容に係るレポート提出させるなどの拡充を図りました。</p> <p>夏期の飯綱庁舎については、喧噪から離れ、国立公園内という自然豊かな恵まれた環境の中での受講は、心身をリフレッシュさせ研修効果を高めるために有効であり、また、長野県の歴史が凝縮された建物の中での研修は、県職員として、とり分け、新規採用研修などの場として意義があるものと考えます。また、飯綱に旧県庁舎を移築した当時から、研修機能をもつ冬期事務室と合わせ、二つの拠点で研修を実施しており、研修機能は十分維持されています。</p>	
	4 職員宿舎予定地の売却	<p>松本市と飯田市に職員宿舎予定地がありますが、今後は民間宿舎の活用などにより宿舎を確保すべきと思われますので、当該予定地の売却について検討してください。</p>	職員課
	5 物品の管理等	<p>(1) 価格10万円以上の物品で、1年以上にわたり使用に耐えるものを備品として管理しています。これは民間企業における固定資産計上と同じ額であり、備品管理としては妥当だと思いますが、デジタルカメラのように長期間使え、所在が不明になりやすいものは10万円未満であっても補助簿等を作成するなどして、適正に管理されるよう指導してください。</p> <p>また、購入等により取得した備品は備品表示票が貼付されていますが、リース物品については表示が無いものがあり、貼付漏れの備品との区別がつかない物品がありますので、必要に応じて備品表示票に準じたものを貼付するなどして適正に管理されるよう指導してください。</p> <p>(2) 物品管理システムについて、備品一覧表等を出力する画面が分かりづらいという意見や、帳票様式の改善を求める要望がありましたので、システムの改善を検討してください。</p> <p>(3) 物品の廃棄処分に係る規程の解釈が十分に理解されていない事例がありましたので、適正な指導をしてください。</p>	管財課
	6 徴収率の一層の向上	<p>県税において、差押えや公壳件数は積極的な滞納整理によりこの2年間増加しており、今秋からは自動車税について県税電話催告センターが開設されました。滞納整理情報のデータベース化も進めており、滞納情報を各地方事務所税務課の収税係内で共有できるようになるなど積極的な徴収体制の強化、徴収努力が認められますので、徴収率の一層の向上に期待します。</p> <p>一方、平成20年度からは、徴収額が予算額を大きく下回っており、経済状況の変動に左右されてしまったことは否めません。</p> <p>今後も税収の増加は見込めないことから、未収金の縮減や効率的な徴収に努めてください。</p>	税務課
総務部	1 決算と併せた起債残高などの公表	<p>決算書には、財産に関する調書として公有財産、物品、債権及び基金の内訳が記載されていますが、起債残高や債務負担行為残額などの将来負担に係る情報が記載されてい</p>	財政課

	ません。昨年度から財政健全化法が施行され、また、新しい公会計では、将来負担に係る情報をも重要な数値として明示することを求めています。 そこで決算を公表する際には、これらの情報についても付属資料として作成し、併せて公表してください。 そこには起債残高に対する交付税措置見込額も併記することが適切であると考えます。	ムページに随時掲載しています。また、起債残高や債務負担行為残高など将来負担に係る情報については、当初予算説明書に一覧表を掲載しているほか、県の貸借対照表にも情報を掲載し公表しています。 監査委員の意見を踏まえ、決算公表時の情報提供方法を工夫するなど、今後とも県民の皆様に対する適切な情報提供や説明に努めてまいります。	
会計局			会計課
社会部	1 福祉サービス評価推進事業 この事業は平成17年度から始まりましたが、平成20年度の受審率は2.85%（149件）と低く、評価結果のホームページへのアクセス件数も月700件弱と少ない状況です。受審費用が20～50万円かかり、施設側にとって負担であることも一因と考えられますが、簡便な評価方法を採用するなど評価システムの実効が上がるよう制度設計を工夫してください。	長野県福祉サービス第三者評価推進委員会の意見を踏まえ、県内の評価機関と連携を図りながら、未受審の事業所が福祉サービス評価を受審しやすい制度となるよう検討してまいります。	地域福祉課
	2 介護保険財政安定化基金 この基金規模は約60億円ですが、活用状況は第1期16億円、第2期13億円、第3期1,500万円で、基金が有効に使われていません。平成20年度まで積立してきたものの、基金の残額が多いので平成21年度は積立休止しており、有効活用を図るため国でも検討するとしています。財政状況が一段と厳しくなってきており、早急な検討を国へ要請してください。	平成21年12月16日付、国に対し下記の趣旨の要望書を提出しました。 1 介護保険財政安定化基金について、基金規模を縮小できるような制度改革の早急な検討 2 介護サービス情報の公表事業について、公表項目や表示方法など利用者等が使いやすい制度となるような抜本的な見直しの検討及び事業者や地方の負担とならないような財源措置	長寿福祉課
	3 介護サービス情報の公表事業 平成18年10月から始まった介護サービス情報の公表事業は、対象事業所数は約2,600で、把握率は100%ですが、公表情報のホームページへの月平均のアクセス件数が平成19年度は約1,800件、平成20年度は約2,500件と事業所が費用負担して情報を公表しても十分には利用されていない可能性があります。事業所の負担を軽減するため、平成21年度には公表・調査手数料を34,218円に引下げていますが、公表項目、表示方法の見直しなど利用者の立場に立った仕組みへの改善及び必要な財源措置をするよう、引き続き国へ要望してください。	今後も様々な機会を捉えて、介護保険制度の円滑な運用のため、国への要望を継続してまいります。	
	4 心身障害者扶養共済事業 平成20年度新規加入者は4名にとどまり、他方、脱退者は29名でした。平成20年度末現在の加入者は1,182名で、このうち、十分に掛金を納めたので掛け金の納入を免除されている人が730名、生活保護や低所得で掛け金減額の措置を受けている人が143名います。一方、共済事業による年金受給者は689名います。 年金財政の悪化に伴う掛け金の値上げなどにより脱退者が増加して共済事業としての運営は困難になっていますので、新たな加入は止め、今までの加入者に対する年金支給のみを国支援のもとで行うよう、制度運営の見直しを検討してください。	当該扶養共済制度については、平成19年度に国で設置した「心身障害者扶養保険検討委員会」において「今後も制度を継続し、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当である。」との検討結果が出され、平成20年4月から保険料水準の見直し、公費による財政支援の延長等の制度改革が実施されたところです。 また、今後の運営のあり方については、「将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、定期的な検証と見直しを行っていく」とされています。 本制度は、心身障害者を扶養している保護者が支える相互扶助制度であり、加入者死亡により受取人の年齢等に関わらず一定の年金が生涯受け取れるという、他の制度にはない独自性を有しています。減少傾向ではありますが、加入希望があ	障害福祉課